

平成29年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(都市整備関連)

平成28年7月

大 阪 府

目 次

1. 大都市圏の成長を通じた日本の再生……………	1
2. 安全・安心な暮らしを支える都市インフラの形づくり……………	3
【個別要望事項】 ……………	6

※要望文中の下線部については、「平成29年度 国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望（平成28年6月）」においても記載している内容です。

29年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (都市整備関連)

日頃から、大阪府都市整備行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府では、将来にわたって活力ある社会を維持するため、大阪の「成長の実現」と「安全・安心の確保」を同時に図っていくことで、我が国の東西二極の一極として、大阪のみならず、我が国全体の成長をけん引していくことに全力で取り組む所存です。

こうした取組みを堅実に進めていくためには、その基盤となる強くてしなやかな国土を形成していくことが必要であり、首都圏とともに日本の成長を担う大都市圏である大阪の高速道路ネットワークや港湾、鉄道などの都市基盤を充実・強化していくことが不可欠です。

また、東西二極の一極を担う大阪都市圏において、ひとたび大規模災害が発生すると、その被害の影響は我が国全体に及び、国家として大きな損失となります。大阪・関西の重要性を踏まえ、南海トラフ地震をはじめ、今後起こる可能性のある大規模災害から、人命を守ることを最優先に、甚大な被害や経済損失を未然に防ぐためには、国家的な観点から事前防災・減災対策を早急に実施していく必要があります。

平成29年度の国家予算編成に当たりましては、これらの趣旨を十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

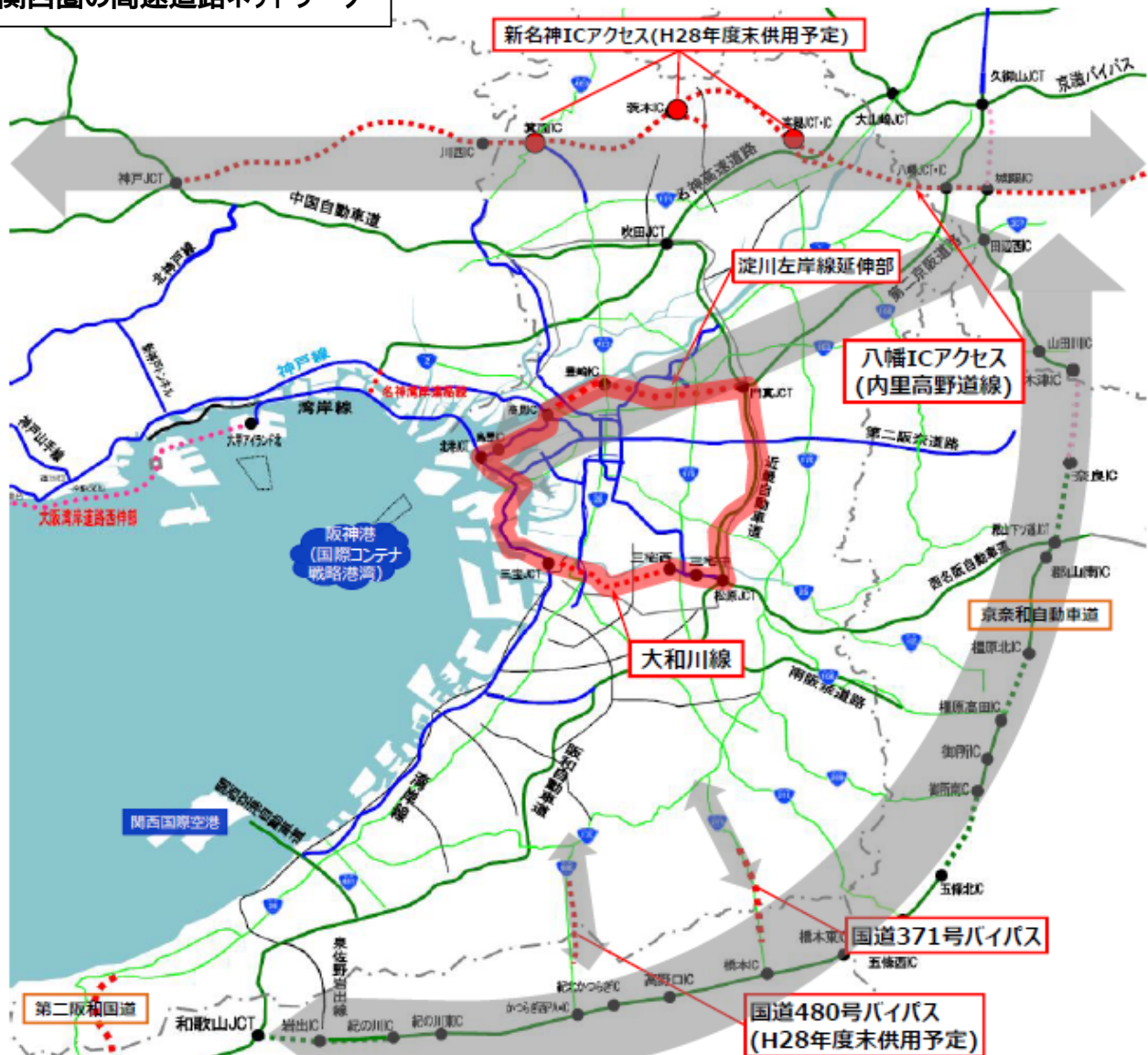
大阪府知事 松井 一郎

1. 大都市圏の成長を通じた日本の再生

1-1 高速道路ネットワークの充実・強化

- 大阪都市圏の環状道路を形成するとともに、関西国際空港や大阪湾ベイエリアと新名神・名神高速道路を結ぶ広域的なネットワークを形成する淀川左岸線延伸部の早期整備に向け、国が主体となって、国直轄事業と有料道路事業の合併施行方式を導入するとともに、有料道路事業を拡大する事業スキームを早期に構築し、平成29年度の事業着手を行うこと。
- 阪神都市圏の高速道路については、利用者の視点に立ち、高速道路ネットワークを形成する地方道路公社路線の移管など、地方の意見を十分に反映させた具体的な料金体系を早期に取りまとめ、平成29年度当初の料金体系の一元化を実現させること。
- 新名神高速道路の全線早期完成に向けて事業を推進するとともに、大和川線や、国道371号バイパス等のインターチェンジアクセス道路整備に対し、必要な財源措置を講じること。

関西圏の高速道路ネットワーク

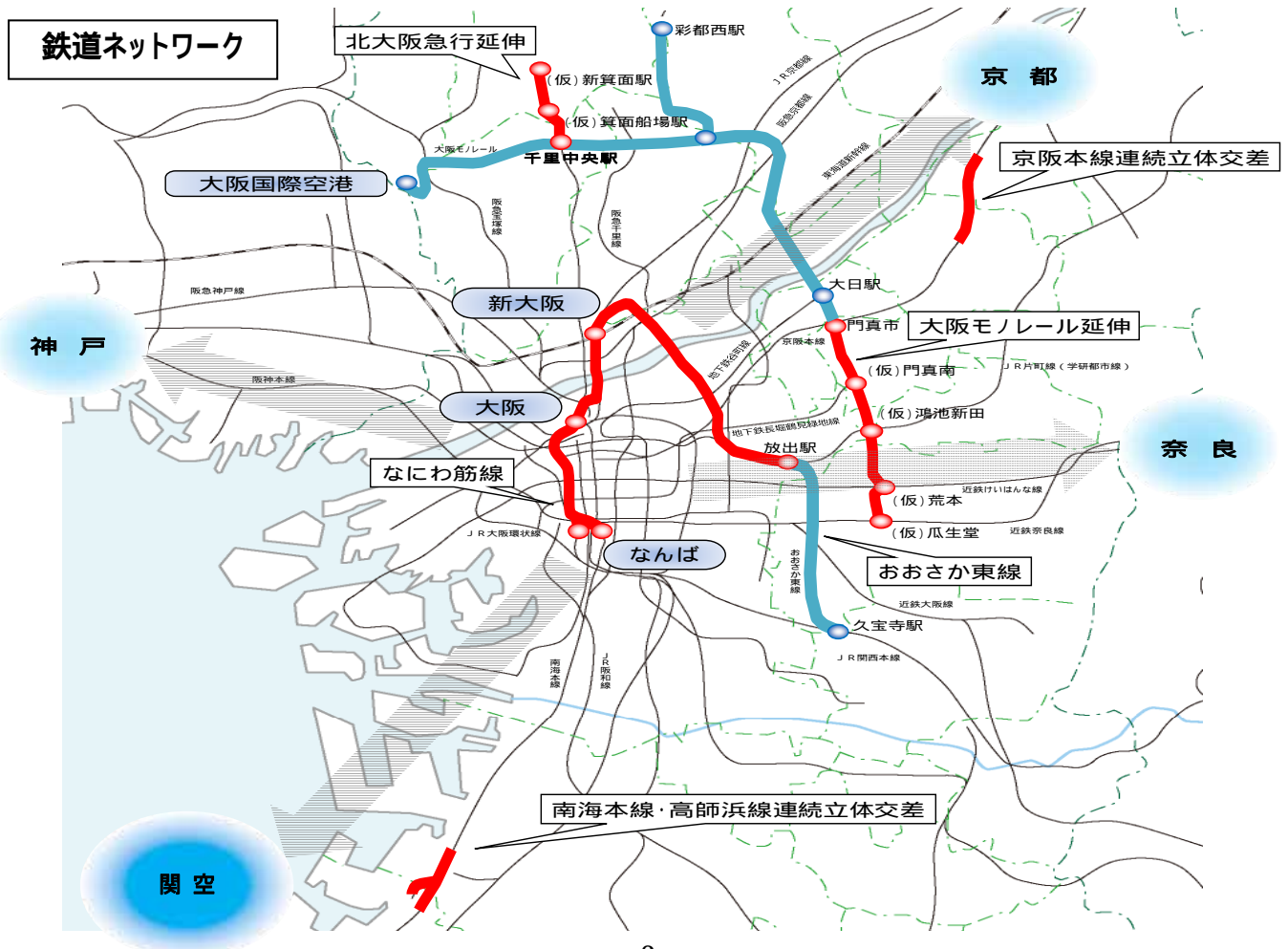


1-2 大阪湾諸港の機能強化

- 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の国際競争力を更に強化していくため、コンテナ船の大型化にも対応可能な港湾施設の整備に必要な予算を確保すること。また、特定港湾運営会社となった阪神国際港湾株式会社が行う集貨事業、施設整備等への支援を強化するとともに、新たな貨物創出に向けた支援制度の創設などを行うこと。
- 大阪湾諸港の国際競争力を強化するための、大阪府・大阪市・兵庫県・神戸市の4港湾管理者の広域的な一元化に向けて、港湾管理者の資格要件の緩和など所要の制度改正を行うこと。
- 堺泉州地域の賑わい創出に向けたクルーズ客船の誘致及び受入に関する取組みに対し、引き続き必要な支援を講じること。

1-3 鉄道ネットワークの充実・強化など

- 広域交通拠点である大阪・新大阪と直結し、関西国際空港へのアクセス改善に資する、なにわ筋線の早期具体化に向けた取組みに対し、必要な支援を講じること。
- 大阪・関西の成長に資する路線である大阪モノレール及び北大阪急行の延伸に対し、事業の進捗に応じて必要な支援を講じること。
- 環状方向の鉄道ネットワークの強化に資する、現在事業中のおおさか東線について、平成30年度末の全線開業に必要な財源措置を講じること。
- 「開かずの踏切」などによる交通渋滞や事故の解消、周辺地域のまちづくりの促進につながる連続立体交差事業（南海本線・高師浜線、京阪本線他）を着実に推進できるよう、必要な財源措置を講じること。



2. 安全・安心な暮らしを支える都市インフラの形づくり

2-1 南海トラフ地震の津波浸水対策

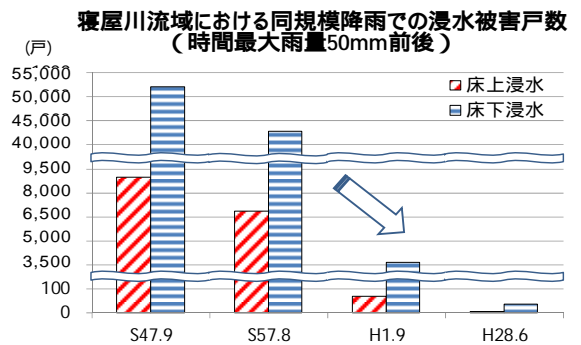
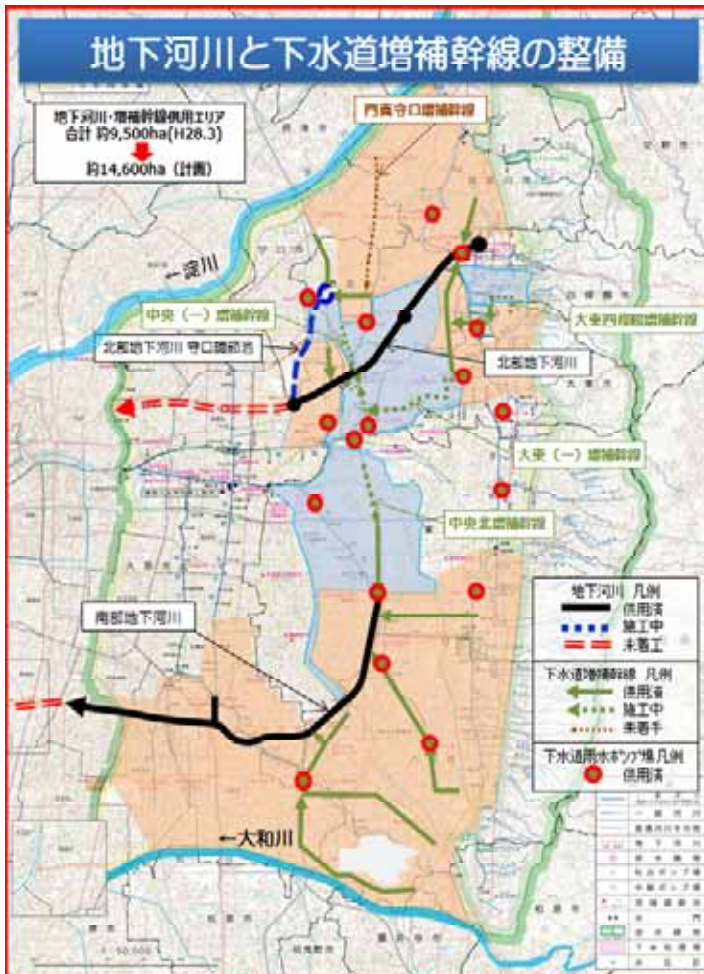
広範なゼロメートル地帯や地下街を抱え、人口・資産が集積する大阪においては、南海トラフ地震が引き起こす津波の浸水による甚大な被害が想定されている。本府では、河川・海岸の防潮堤等の耐震・液状化対策を府政の最重点課題に位置付け、期限を定めて対策を完了させるべく、鋭意、事業推進に取り組んでいるが、防災・安全交付金等の配分額は、こうした事業の進捗や緊急性を踏まえたものになっていない。加えて、平成28年度には、「緊急防災・減災事業債」が終了することとなり、今後の対策推進への影響が懸念されている。

- 今後対策を強力に推進し、早期に完了させるため、新規制度の創設を含めた予算の総枠確保に万全を期すこと。
- 地方においてスピード感を持って対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の期間の延長など、地方財政措置を講じること。



2-2 都市型水害に備える治水対策

- 近年多発している都市型集中豪雨にも効果を発揮する、寝屋川流域の総合治水対策、とりわけ地下河川や下水道増補幹線の早期整備に必要な財源措置を講じること。



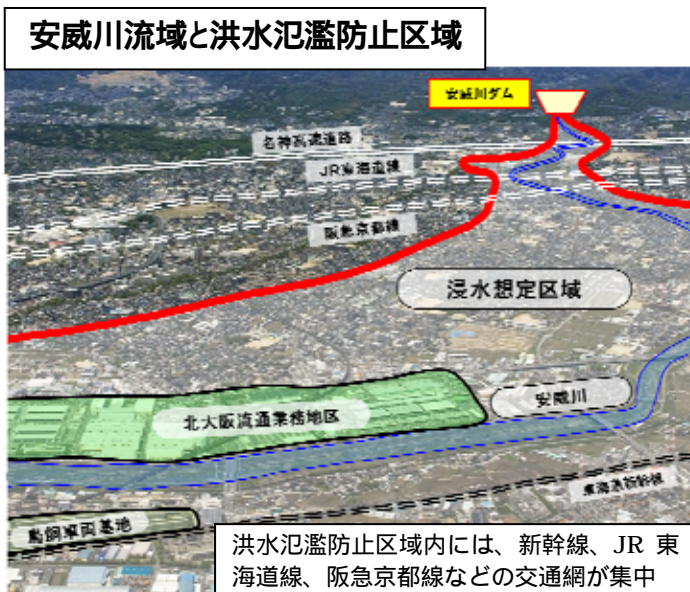
これまでの治水施設の整備により、浸水被害は大幅に減少。しかしながら、平成24年8月豪雨により、1万戸以上の浸水被害が発生。
寝屋川流域北部において時間最大雨量 60mm ~ 80mm 超を記録



平成24年8月豪雨

更なる対策の推進が急務。

- 安威川における当面の治水目標（時間雨量80ミリ）を達成し、新幹線をはじめとする国土軸を守るため、平成26年度に本体工事に着手した安威川ダムについて、平成33年度の供用開始に向けて必要な財源措置を講じること。



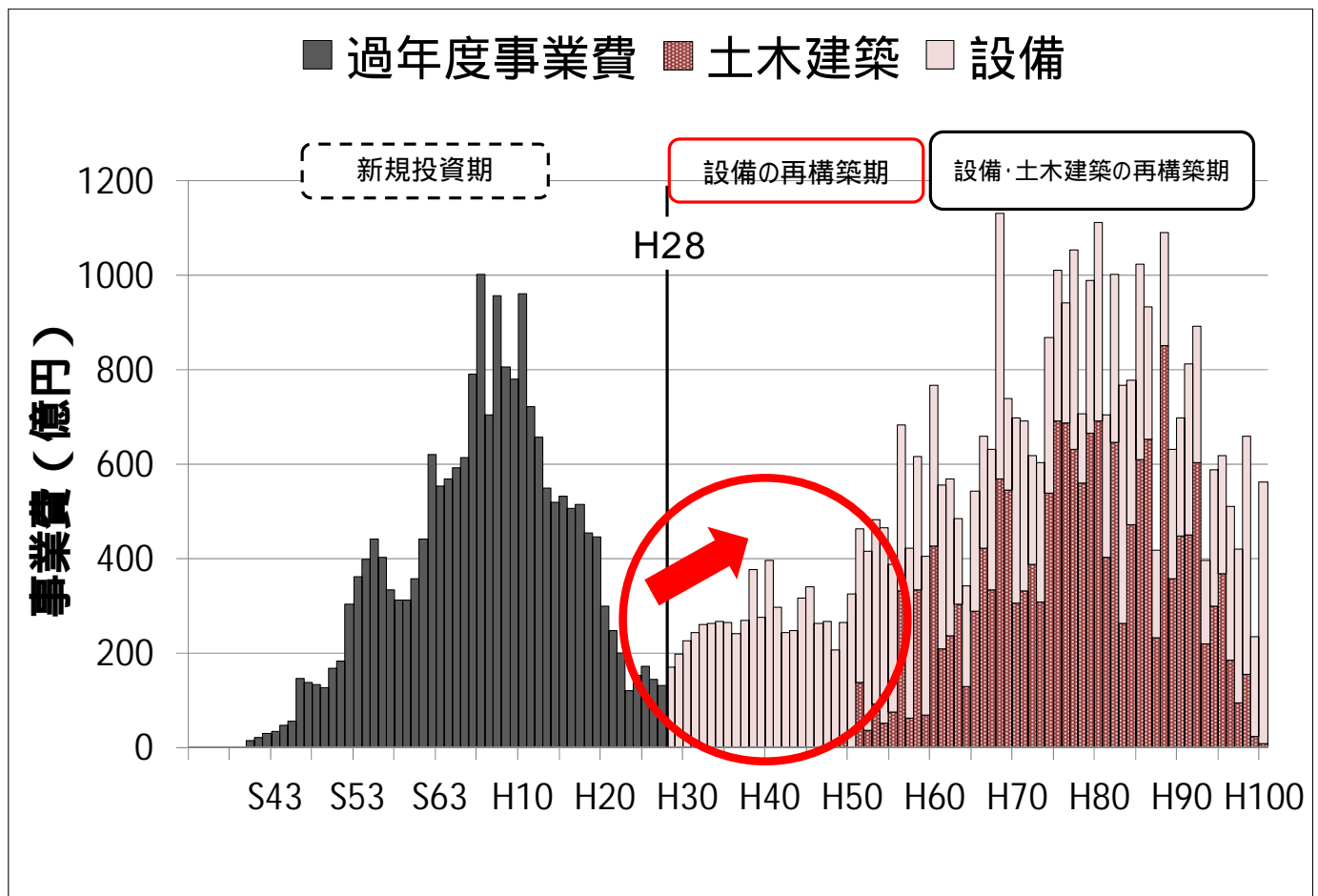
平成29年度は堤体盛立てが本格化するなどダム建設工事が最盛期

2-3 都市基盤施設の老朽化対策

高度経済成長期に整備された大量の都市基盤施設は、今後、一斉に老朽化が進むことから、本府では、府民の安全・安心の確保に向け、平成26年度末に大阪府都市基盤施設長寿命化計画を策定し、予防保全の観点を中心とした戦略的な維持管理に取り組んでいる。とりわけ、本府の下水道施設は、全国に先駆けた流域下水道の事業着手から半世紀を経過しているため、施設の老朽化が急速に進んでおり、その対策が待ったなしの状況である。

- 引き続き、適切かつ着実に老朽化対策を進めるため、下水道施設をはじめ、道路や河川、港湾、公園などの都市基盤施設の長寿命化対策や更新について、各施設の状況に応じた的確に対応していけるよう、必要な財源措置を講じること。
- 加えて、現在、地方単独費で実施している施設の定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新等への交付金、補助事業の適用に加え、施設の定期点検や修繕・更新計画策定について起債対象とするなど、制度の充実を図ること。

＜下水道施設における過去の整備実績と今後の長寿命化対策及び更新費＞



個別要望事項

◆道路・街路事業の推進

- ・複数の地域間の連携を支えるネットワークの強化に向け、拠点・駅アクセス道路の整備や道路と鉄道の立体交差化、主要渋滞箇所の対策の推進に必要な財源措置を講じること。
- ・府民の安全な暮らしの確保に向け、幹線道路の整備による生活道路との機能分化、通学路等における歩道と自転車通行空間の確保、無電柱化や密集市街地対策の推進に必要な財源措置を講じること。

◆鉄道施設の安全対策の推進及び利便性向上の取組みの促進

- ・迫り来る南海トラフ地震を見据えた鉄道駅等に対する耐震対策や津波を想定した地下駅浸水対策について、早期完了に必要な財源措置を講じること。また、国及び鉄道事業者と共に協調する地方負担額について起債措置を可能とすること。
- ・鉄道利用者の安全確保に資する可動式ホーム柵の設置について、府内全域の必要な箇所に整備が図られるよう、積極的に財源措置を講じること。
- ・鉄道ネットワーク強化に資する鉄道事業者が行う乗継改善などの取組みについて、事業制度の創設や拡充など必要な支援を講じること。

◆治水・砂防事業の推進

- ・近年、全国的に土砂災害が頻発しており、その対策は喫緊の課題になっている。本府においては、土砂災害防止法に基づく区域指定の平成28年9月末完了を目指すとともに、住民の避難に係るソフト対策と施設整備などのハード対策を合わせて推進している。引き続き、これらの施策を着実に推進していけるよう、必要な財源措置を講じること。
- ・淀川、大和川など直轄河川の治水対策を推進すること。特に、淀川の治水対策と南海トラフ地震への耐震・津波対策に必要不可欠である阪神なんば線淀川橋梁の架け替え事業について、早期に着手すること。

◆下水道事業の推進

- ・老朽化が著しい下水道施設の持続的かつ効率的な管理・運営を可能にするため、施設の改築や更新を計画的かつ着実に推進していけるよう、必要な財源措置を講じること。
- ・近年頻発しているゲリラ豪雨等から府民生活を守るため、下水道増補幹線の整備に必要な財源措置を講じること。

◆公園事業の推進

- ・大都市圏における大規模災害への備えから、広域避難場所や後方支援活動拠点となる防災公園整備（久宝寺緑地等）の推進に必要な財源措置を講じること。

◆港湾事業等の推進

- ・堺泉北港助松地区の航路浚渫（14m航路）に対し、引き続き必要な財源措置を講じること。
- ・堺泉北港堺2区の基幹的広域防災拠点（港湾緑地）について、発災時には国の管理下におかれ、府県域を越えた防災拠点となることから、その維持管理費を一律地方負担とする現行制度を改め、国が責任を持って財源を措置する仕組みを構築すること。

◆みのおしんまち箕面森町事業の推進

- ・箕面森町（水と緑の健康都市特定土地区画整理事業）の住宅地区及び施設誘致地区へのアクセスに不可欠な道路として平成30年度末の供用を目指している都市計画道路止々呂美吉川線の整備を含めて、箕面森町の事業進捗に必要な財源措置を講じること。

◆市街地整備事業の推進

- ・第二京阪道路等の幹線道路を活かして産業等の立地を促す土地区画整理事業（寝屋川市、門真市、八尾市）、連続立体交差事業に伴う羽衣駅前の市街地再開発事業（高石市）など、市町村の実施するまちづくりの推進に向けて必要な財源措置を講じること。
- ・大阪外環状線等の幹線道路沿道における、さらなる「産業用地」の創出に向け、都市再生土地区画整理事業における採択要件の緩和など必要な措置を講じること。

◆建設発生土の適正処理のための法制度の整備

- ・都道府県域を超える課題である建設発生土の適正な処理のため、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理する仕組みや、埋立て等行為に対する許可基準、罰則規定、立入調査権限などを盛り込んだ、建設発生土の適正処理に関する法律の制定を行うこと。
- ・大規模開発に伴い発生する「建設発生土の有効利用や適切な受入地の確保について」、万全の対策を講じること。